


監 査 報 告 書

令和 3 年 6 月 3 日

社会福祉法人 明松会
理事長 太田 豊 殿

監 事 水沼 崇 

監 事 高橋 伸 

社会福祉法人明松会定款第20条第1項の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

- 1 監査日時 令和3年5月25日(火)
午前9時30分 ~ 15時30分
- 2 監査場所 社会福祉法人明松会
障がい者支援施設 和光園
障がい福祉サービス事業所 いっぼ
共同生活事業所 仲町ホーム
- 3 立 会 者 理事長 太田 豊
施設長 菊地 義隆
管理者 兵田 斉
管理者 菊地 敦子
事務長 日下部 紀子

4 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

5 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、関連する法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示していると認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、当法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上